

# 朝鮮語表記における音と形

## — 語頭音法則をめぐって —

Sounds and Forms in Korean Writing:

In Reference to Anlautgesetz

李 守

LEE Su

キーワード： 朝鮮語、ハングル、正書法、形態音韻論、語頭音法則

Key words: Korean, Hangeul, orthography, morph phonology, Anlautgesetz

### Abstract

There exist some differences between the North and the South Korean orthography since 1948. However, both orthographies have their common origin in 1933. It was devised on the morph phonological principle. The North Korean government implemented four orthography reforms successively in 1948, 1954, 1966, and 1988. Some concludes the main reason why linguistic divergence between North and South Korea occurred to be these reforms. But this is nothing but a hasty conclusion. Complex morph phonology is a characteristic of Korean language. Sounds of Chinese characters in both orthographies are being treated differently in both countries. The former morph phonology is stricter than the latter in treating Anlautgesetz, the law of initial sounds of Chinese characters. Despite of these differences, both have no difficulties in communicating.

### 1. はじめに

IT 大国を自負する大韓民国（以下、韓国）で、戸籍簿がネットワーク化された。作業がすすむなか、大法院<sup>1)</sup>は 2004 年 11 月、人名表記が『ハングル正書法』（『한글맞춤법[hangil mat<sup>h</sup>um?ɔp]』、文教部告示第 88-1 号、1989 年 3 月 1 日施行）に準拠しなければならないことを再確認した。

大法院はすでに 1996 年 10 月、戸籍例規第 499 号を改訂し、漢字姓のハングルによる記載には、『ハングル正書法』にさだめられた語頭音法則にしたがわねばならないとする、戸籍例規第 520 号を発表していた。ところが、戸籍簿のネットワーク化がいざ進行してみると、これに異議をとる人びとから問い合わせがあいついだため、大法院はあらためて、人名表記が『ハングル正書法』にもとづくことを強調しなければ

ならなくなったのである。

柳姓をもつ人びとの反発は、なかでもきわだっていた。かれらの不満は、戸籍ネットワーク化の過程で、本来 $[rju:]$ とつづられるべきかれらの姓が、本人の意志にかわりなく、一方的に $[ju:]$ とかきかえられたことにある。柳、劉、兪、庾といった韓国人の姓は、『ハングル正書法』にしたがうと、ひとしく $[ju]$ とかかれてしまう。

旅券のローマ字表記には Ryu を許容しておきながら、ハングル表記だけを問題にするのは理不尽だというのが、かれらのいい分であった。先祖代々うけつがれてきた、かけがえのない姓を国家が恣意的にかきかえるよう強要するのは、基本的権利の侵害にあたるとの意見もだされた<sup>2)</sup>。柳氏には著名な文人を輩出した、いわゆる名門が多い。文化柳氏宗親会は、固有名詞である姓に語頭音法則を適用することが、そもそものまちがいであり、戸籍例規の改正を実現するまで、たたかいぬくことを宣言した。

語頭音法則により問題となる姓は、柳氏のほかにも、羅、梁、呂、廉、盧、魯、陸、李、林がある。こうした姓をもつ人びとの数は、韓国国内だけでも1千万人にちかく、人口のほぼ4分の1に相当する。朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮<sup>3)</sup>）もふくめれば、その数はさらにふえる。

ただし、北朝鮮に居住する柳氏たちは、おそらく、韓国にすむ同族の柳氏たちのような不満を口にすることはないであろう。北朝鮮の正書法をさだめた『朝鮮語規範集』（『조선말규범집[tʃosɔnmal kjuβɔmdzɨp]』、1988年）が、そもそもこの語頭音法則をみとめていないからである。ほんのわずかな期間をのぞいて、北朝鮮では一貫して、表記における語頭音法則が無視されつづけてきた。朝鮮半島において、柳という漢字姓は、いまのところ、原則的に、北朝鮮では $[rju:]$ 、韓国では $[ju:]$ とつづられるのである。

## 2. 朝鮮語の語頭音法則と表記の問題

語頭音法則とは、語頭位置で発音される音にくわわる制約である<sup>4)</sup>。語頭は、語末にくらべると、子音を発音しやすい位置である。語頭位置で制限をうける子音の数は、比較的すくない。しかし、語頭位置で鼻音、流音などの発音をさけるという現象が、いくつかの言語にみとめられ、例として言語類型としてのアルタイ諸語があげられる。朝鮮語は典型的なアルタイ型である。

朝鮮語の流音 /r/ と鼻音 /n/ は、語中では生起しえるが、語頭では制約をうける。こうした制約をうける語は、おおむね漢字語にかぎられる。たとえば、地理、理念、念願といった漢字語を、韓国では、지리[tʃiri]、이념[injɔm]、염원[jɔmwɔn]<sup>5)</sup> と表記し、発音している。つまり、「理」、「念」といった漢字は語頭と語中で、ふたとおりに発音され、表記されるのである。語頭で口蓋化した流音 /r/ と鼻音 /n/ は、黙音化するのである<sup>6)</sup>。

	이[i]	(語頭)		염[jɔm]	(語頭)
理			念		
	리[ri]	(語中)		념[njɔm]	(語中)

一方、北朝鮮では表記に語頭音法則を反映させないことを原則としているので、地理、理念、念願は、지리[tʃiri]、리념[rinjɔm]、념원[njɔmwɔn] というふうにつづられ、発音される。「理」と「念」という漢字のハングル表記<sup>7)</sup> は、語頭であれ語中であれ、리/ri/、념/njɔm/ というふうに、一定である。造語素としても機能する漢字の廃止を前提としたうえで、とられた措置である。

漢字語頭音に限定していえば、北朝鮮は形を、韓国は音を優先する正書法を採用したことになる。おなじ朝鮮語を表記するにもかかわらず、いくつかの差異がみられる、『朝鮮語規範集』(1988年)と『ハングル正書法』(1989年)は、しかし、『朝鮮語綴字法統一案』(1933年、以下、『統一案』)を共通の母体としている。この『統一案』は、表音主義の旧綴字法に対して、形態主義にもとづく点が画期的であった<sup>8)</sup>。民間の研究団体であった朝鮮語学会の考案した綴字法が、北朝鮮と韓国における正書法の基礎となったのである。

つぎの文は『統一案』が発表されるまえの1931年10月29日、『東亞日報』紙に掲載された記事の一部である。

녀자와 로동자에게는 정치면과 경제면이 아주 관계엄시 되어 있습니다.

(女子と労働者には政治面と経済面がまったく関係なくなっています)

これを『統一案』(1933年)、および現行の『ハングル正書法』(1989年)に準拠し

てかきなおすと、つぎのとおりである。

여자와 노동자에게는 정치면과 경제면이 아주 관계없이 되어 있습니다.

녀자와 여자(女子)、로동자와 노동자(労働者)からわかるように、前者の旧綴字法によるつづりでは、それぞれ語頭音法則が表記に反映されていない。北朝鮮の現行『規範集』とおなじ表記となっている。업시と있어、있습니다と있습시다の異同は、それぞれの後者が用言の語幹と語尾を一定させようとしたため生じたものである。複雑な形態音韻論的交替を特徴とする朝鮮語用言の活用を整然とした体系にまとめるための配慮である。

업시/있어は[ɔ:pʃi]、その終止形は[ɔ:pta]と発音される(-iと-taはそれぞれの語尾)。ふるくは업시、업다とかかれていたが、『統一案』では語幹と語尾を明確に区分するため、実際には発音されないこともある子音字ハ/s/を音節末にくわえて、있다、있어とかく。これにより、語幹(있-)と語尾(-다、-어)とが一定につづられるようになった。発音どおりの表音ではなく、語の文法的形態をきわだたせるためのひと工夫である。『統一案』とその改訂版であるところの『ハングル正書法』は難解にすぎるとの不評を一部でかこっているけれども、文の読解には重宝な綴字法である。

朝鮮語学会は形態主義を綴字法の原則とさだめて、審議をかさねた。会員たちは形態主義表記こそ、『統一案』が従来の綴字法にぬきこんだ特色であると自負もしていた。しかし、こと語頭音に関するかぎり、それは表音主義に妥協している。『統一案』「総論」はその弁明ともうけとれる。

ハングル綴字法は標準語をその音どおり記すが、語法にあわせることをもって原則とする(傍点、筆者)<sup>9)</sup>。

『統一案』は語頭音表記における表音主義、用言と格の表記における形態主義を折衷して考案されたのである。

### 3. 韓国と北朝鮮における表記改革

朝鮮語学会は1945年以降もソウルを拠点とし、1949年、ハングル学会と名称を変更した。同学会の尽力により、『統一案』は韓国に普及した。李承晩(1875-1965)大統領

領が突然、表音的な旧綴字法への復古を方針にかかげ、『ハングル簡素化法案』（1954年）が作成されはしたものの、それは国民一般の支持をえられず、廃案においこまれた。『統一案』は国民に受容されつつあった。

『ハングル正書法』（1989年）が告示されるまで、『統一案』は事実上、韓国の正書法であった。『ハングル正書法』は厳密な意味で、建国以来はじめての正書法ということになるけれども、内容は『統一案』の部分的修正にすぎない。

一方、北朝鮮を活動の拠点にえらんだ元朝鮮語学会会員たちも、後進をそだてながら、表記改革をすすめた。北朝鮮でも1945年から数年間は、『統一案』が準用されていた。しかし、『朝鮮語新綴字法』<sup>10)</sup>（1948年、以下、『新綴字法』）が発表され、朝鮮半島における表記の統一がくずれはじめる。

表記改革の拠点は朝鮮語文研究会であった。同研究会は1946年7月、北朝鮮臨時人民委員会教育局の後援で、民間団体として発足した。1947年2月、同委員会決定第175号による改編にともない、設立されてまもない金日成綜合大学に本部をうつして、文法、綴字法、漢字処理などの問題について審議をかさねた。政府樹立後、内閣決定第10号により、教育省に移管された。

朝鮮語文研究会は『朝鮮語研究』<sup>11)</sup>を発行した。ソビエト言語学理論の紹介、ハングル専用、古典注釈、方言研究などの論文が同誌に掲載された。同誌は学術誌であると同時に、朝鮮語文研究会がすすめていた表記改革の到達点である、『朝鮮語新綴字法』を普及させるための媒体でもあった。ながいあいだ韓国では、専門家でさえ、この『新綴字法』を知るものがなかった。中華人民共和国との国交成立（1992年）後、同国の朝鮮族を介して、はじめて韓国人研究者たちに知られるようになったものである<sup>12)</sup>。

『新綴字法』は『統一案』の形態主義をさらに徹底させた表記法である。『新綴字法』の策定を主導したとされるのは、最高人民会議常任委員会委員長をつとめ、形式上の国家元首の座にあった、朝鮮語学者金科奉（1889-1961?）である。しかし、かれの具体的な関与については、不明な点が多い。

『新綴字法』は語頭音法則の廃棄はもちろんのこと、形態を固定するための6字母をあらたに追加するなど、従来の表記からあまりに逸脱しすぎたためか、実際に使用された形跡はほとんどない。かれの政治的失脚（1958年）がかさなり、北朝鮮ではそれが言及されることすらなくなっている。李承晩と金科奉というふたりの国家元首が、ほぼ時をおなじくして提案した綴字法案は、ハングル表記史のなかの、あだ花となっ

てしまった。

北朝鮮で実用された最初の正書法は『朝鮮語綴字法』(1954年)である。金科奉が失脚する4年まえに、かれが主導したとされる『新綴字法』は、すでに過去のものとされてきたことになる。実用された形跡がほとんどないため、韓国と北朝鮮の表記法が乖離した起点はこの『朝鮮語綴字法』にあると、ながらく信じられてきた。

北朝鮮の正書法はその後、内閣直属国語査定委員会編纂『朝鮮語規範集』(1966年)、『朝鮮語規範集(改訂版)』(1988年)とつづき、今日にいたっている。『統一案』を準用した期間をのぞけば、北朝鮮では語頭音法則が一貫して無視されつづけた。

#### 4. 北朝鮮と韓国における語頭音法則

北朝鮮で語頭音法則が表記に反映されなかった原因のひとつに、西北(平安道)方言と東北(咸鏡道)方言の話者が、語頭の流音/r/と鼻音/n/を比較的自由に発音できる事実をあげることができるだろう。小倉進平(1882-1944)の調査によれば、/njɔ/、/nje/が語頭にくるとき、京城(現在、ソウル)地方では[jɔ]、[je]と発音されるのに対して、西北地方ではおおむね[nɔ]、[ne]となり、語頭の[ri]も発音されている<sup>13)</sup>。

くわえて、語頭音法則の廃棄をいち早く主張した金壽卿(1917-99?)によるところが大きいとおもわれる。かれは金科奉を補佐して、この時期の綴字法改革を実質的に指導したとされている。1947年6月、金壽卿は労働党機関紙『労働新聞』に『統一案』を批判する論文を執筆して、漢字語における語頭音法則廃棄の理論的根拠を展開した<sup>14)</sup>。

かれは漢字が撤廃され、ハングル専用となっても、漢字音はつねにおなじく表示されるべきだという。漢字をしらない人にとって、「物理学」(물리학)をおしえる「理学部」は、이학부/i-hak-pu/と表記されるより、리학부/ri-hak-pu/と表記されたほうが断然、意味がわかりやすい。「理」は語頭でも語中でも리とかかれ、[ri]と発音されるべきだとかれは主張した。

朝鮮語学会『統一案』は外来語の語頭表記に/r/をみとめながら、やはり外来の文字である漢字の語頭音表記には/r/をみとめないという矛盾をおかしている。世界の大多数の民族が語頭音の/r/と/n/を自由に発音できるように、朝鮮人民にもそれが可能である。かれは、むかしから朝鮮人が訓民正音の半切表を、[na-nja][nɔ-njɔ]、

[ra-rja][rɔ-rjɔ]と復誦しながら記憶してきた習慣を論拠とした。この金壽卿論文と語頭音法則廃棄の因果関係に関して、詳細な点は不明であるものの、事実として北朝鮮では、『新綴字法』以来、『朝鮮語規範集』にいたるまで、語頭音法則は正書法に一度も採用されなかった。

一方、おなじ時期の韓国では、国語教育をとおして、語頭音法則の定着がはかられていた。一例として、鄭寅承(1897-1986)が執筆した『標準中等말본』(1949年)があげられる。それは文教部認定教科書として、教師用参考書とともに版をかさねた。その15ページに語頭音法則を解説した個所がある<sup>15)</sup>。

語頭では、(1) ㄹ[r]、(2) ㅇ[ŋ]、(3) ㄱ蓋音化したㄴ[n]を発音しないという原則の記述につづいて、「쾌락(快樂)」の「락(樂)」/rak/と、「낙관(樂觀)」の「낙(樂)」/nak/を区別して発音するよう解説してある。さらには、外来語の「라디오(ラジオ)」、「뉴스(ニュース)」をも、語頭音法則を忠実にまもって、[nadio]、[ju:si]とよませるよう、練習問題までのせるという念のいれようである。しかし、漢字音はともかく、外来語にまで語頭音法則を適用して教育するというのは、いささか強引であった。現在、韓国人の圧倒的多数は、外来語の語頭で、難なく流音、鼻音を発音している<sup>16)</sup>。

興味ぶかいことに、『統一案』(1933年)は頭音法則を説明しつつ、しかし「法則」という語句は一度もつかってはいない。第4章第2節で、「法則」という語はつかわないうまま、漢字語頭音の発音について解説してあるにとどまる。ところが、『ハングル正書法』(1989年)のほうは、第3章第5節で「頭音法則」が5回登場する。少々うがちすぎかもしれないが、語頭音法則が韓国で動揺しているという事実が、『ハングル正書法』における、法則の強調につながったのかもしれない。

言語変化に対して人はとかく保守的である。外来語の導入によって、[si]、[ti]、[tu]が日本語のなかに定着しているにもかかわらず、「外来語の使用は仕方ないが、外来音の音素化には慎重でなければならない」と警戒する専門家がある<sup>17)</sup>。かれがいうとおり、外来語の氾濫によって、「伝統ある日本語の五十音図」の体系はくずれてしまうかもしれないけれども、だからといって、それによって「日本語の本質」がそこなわれてしまうと心配するのは杞憂というものだろう。

現在、語頭音法則から「逸脱」して、朝鮮語の語頭に/r/と/n/が生起しえるのは、それらがいわば「音韻体系のすきま」<sup>18)</sup>であるからだ。語中では/r/も/n/も発音されて

いて、語頭では、使用上の制約をともないつつ、実際には発音されているにもかかわらず、しかし語頭音としては公認されていないというだけのことである。ここは金壽卿にならって、つぎのように考えるべきであろう。「法則が事実に対して命令するのではなく、まず事実があって、そのあとに法則が続くのである」<sup>19)</sup>と。

## 5. むすびに

朝鮮語が韓国と北朝鮮のあいだで異質化しているという議論において、語頭の流音と鼻音の問題は、韓国人にとってとくに違和感を感じさせる要素として認識されてきた。韓国では、この異質化の原因を北朝鮮の言語政策に帰するむきがある<sup>20)</sup>。

しかし、北朝鮮の言語政策をひたすら否定的にみようとする一方的な見解はいまや過去のものとなりつつある。たとえば、高(1999)は韓国と北朝鮮の言語や表記の問題に、異質的な側面よりは、むしろ同質的な側面を多くよみとっている<sup>21)</sup>。

最近では、戸籍簿のネットワーク化を契機に噴出した、柳氏たちの不満にみられるように、韓国における語頭音法則そのものを否定する主張もあらわれている。呂(2006)<sup>22)</sup>によると、韓国の語頭音法則こそ、南北間言語異質化の元凶ということになる。

『ハンゲル正書法』も『朝鮮語規範集』も形態音韻論的な表記に重点がおかれているが、厳密な意味では、どちらも形態主義的でもあり表音主義的でもある。語頭音をめぐる処理では、後者がより形態主義的であるというにすぎない<sup>23)</sup>。

表記において、発音どおり表音するという要請と、素材の形態を一定させるという要請とは両立がきわめてむずかしい。くわえて、正書法の問題は研究されるべき側面と決定されるべき側面とをあわせもつ。それゆえ、文字をめぐる議論には、おわりがないのである。

## 注

- 1) 日本の最高裁判所に相当する。
- 2) 『연합뉴스(聯合ニュース)』2004年11月9日。
- 3) 1948年以降、朝鮮半島には、南半部に大韓民国(同年8月15日建国)、北半部に朝鮮民主主義人民共和国(同年9月9日建国)が存在する。理念上はともかく、実体としては「北韓国」も「南朝鮮」も存在しない。したがって「北朝鮮」とはそもそも奇妙な表現である。大韓民国を「韓国」とよぶように、朝鮮民主主義人



民共和国のほうも「朝鮮」と省略したほうが理にかなっているだろう。しかし、王朝時代や植民地時代の「朝鮮」と混同されないよう、本稿では慣用にしたいが、「北朝鮮」をもちいることにする。

- 4) 『言語学大事典』(1996: 572-3) 参照。
- 5) 이념(理念)と염원(念願)の発音は、ただしくは[i:njɔm]、[jɔ:mwɔn]である。「理」と「念」は語頭で長音化するのであるが、論点をしぼるため、短母音とした。ちなみに、老・壮年層をのぞいて、母音の長短は音韻論的対立をうしないつつある。
- 6) 口蓋化しない語頭の流音/r/は/n/となる(労働 노동[nodon]、慰勞 위로[wiro])。語頭音法則を韓国、北朝鮮では、두음법칙[tu+mbɔptʰik] (頭音法則) と称している。
- 7) 現在、北朝鮮では「ハングル」という語はもちいられなくなっている。かわりに、조선글[tʃosɔngɭ] (朝鮮文字) がつかわれている。「ハン」が韓国の[han]を連想させるためであろうとおもわれる。北朝鮮で韓国はあくまでも「南朝鮮」であり、おなじく韓国で北朝鮮はあくまでも「北韓」である。しかし、北朝鮮建国初期の文献には、「ハングル」が頻繁にもちいられていた。現在、「ハングル」は死語として辞書に立項されている。『朝鮮語辞典』(1981)の語釈はつぎのとおりである。「ハングル」[名]《わが国の文字》という意味でつかわれていた語(傍点、筆者)。
- 8) 朝鮮語学会については三ツ井(2005)第2編第2章、参照。
- 9) 朝鮮語学会(1933)、1頁。
- 10) 高(2001)に収録。
- 11) 高(2000)に収録。『新綴字法』は、金(1997)、熊谷(2000)、コ(2001)、高(1999)、李(2005)が論じている。
- 12) その結果、北朝鮮の綴字法を論じた研究書は改訂を余儀なくされている。たとえば、金(1997)、高(1999)。
- 13) 小倉(1944)、257-260頁。
- 14) 熊谷(2000)に全文が翻訳、紹介されている(23-45頁)。<資料紹介>金壽卿「朝鮮語学会『ハングル綴字法統一案』の中で改正すべき幾つかの点 その一 漢字音表記における語頭 r および n について」。なお、김영환・권승모編(1996年)の奥付に、「審査 博士 김수경」との記述があるが、この김수경は金壽卿と同一人物である可能性がたかい。小林(1977)所収の「白いハト」、「教え子」に金壽卿に関する記述がある。
- 15) 鄭(1949)。
- 16) 国立國語研究院(2002)、27頁。
- 17) 小泉(1989)、19-20頁。
- 18) 小松(1981)、148頁。
- 19) 熊谷(2000)、43頁。
- 20) たとえば、LEE(1990)、Yeon(2006)。
- 21) 高(1999)、117頁。
- 22) 呂(2006)。
- 23) 用言活用では『ハングル正書法』のほうが『朝鮮語規範集』よりも形態主義の原則を固守している。

#### 参考文献

高永根(1999) 『北韓의 言語文化』 서울大學校出版部

- 高永根編 (2000) 『北韓 및 在外僑民의 綴字法集成』 亦樂
- 高永根編 (2001) 『朝鮮語研究』 1、2、3 (影印本)、亦樂
- 熊谷明泰 (2001) 「1940年代 末期 北韓에서의 形態主義表記」 『韓日語文學論叢』 太學社、575-603
- 國立國語研究院 (2002) 『標準發音實態調査』
- 권승모 (1996) 「朝鮮労働黨의 言語政策과 그 빛나는 實現」 김영환·권승모編 『主體의 朝鮮語研究 50 年史』 金日成綜合大學朝鮮語文學部、平壤 (圖書出版 博而精、서울、影印本、2001年)、3-51
- 金敏洙 (1997) 『增補版 北韓의 國語研究』 一潮閣
- 呂增東 (2006) 「頭音法則 廢止論者 呂增東教授의 熱弁」 『新東亞』 (通卷 556号)、434-439
- 박길만 (1996) 「言語理論研究史」 김영환·권승모、前掲書、52-85
- 박재호 (1996) 「言語規範研究史」 김영환·권승모、前掲書、86-125
- 申昌淳 (1992) 『國語正書法研究』 集文堂
- 李熙昇 (1989) 『改訂版 한글맞춤법講義』 新丘文化社 (刊行委員會編 『一石李熙昇全集』 3、서울大學校出版部、2000年、所収)
- 鄭寅承 (1949) 『標準中等말본』 雅文閣 (金敏洙·河東鎬·高永根編 『歷代韓國文法大系第 1部第 31冊、塔出版社、影印本、1977年、所収)
- 朝鮮語学会 (1933) 『朝鮮語綴字法統一案』
- 『朝鮮語辭典』 (1981) 社会科学院言語学研究所、平壤
- 小倉進平 (1944) 『朝鮮語方言の研究』 下卷 岩波書店
- 亀井孝·河野六郎·千野栄一編著 (1996) 『言語学大事典』 第6卷 述語編 三省堂
- 熊谷明泰 (2000) 「南北朝鮮における言語規範乖離の起点 — 頭音法則廢棄政策における金壽卿論文の位置 —」 関西大学人権問題研究所紀要第 41号 1-57
- 小泉保 (1989) 「音声と音韻」 『日本語と日本語教育』 第2卷 日本語の音声・音韻 (上)、明治書院 1-20
- 小林英夫 (1977) 『小林英夫著作集』 10、みすず書房
- 小松英雄 (1981) 『日本語の世界』 7 日本語の音韻、中央公論社
- 코·ヨン진 (2001) 「北朝鮮의 初期綴字法について」 『言語文化』 第3卷第3号 同志社大

学言語文化学会 407-440

コ・ヨンジン (2002) 「草創期の北朝鮮における言語政策と辞書編纂」『言語文化』第4巻第4号、同志社大学言語文化学会 703-736

三ツ井崇 (2004) 『学位論文 植民地下朝鮮における言語支配の構造 — 朝鮮語規範化問題を中心に—』関西大学出版会

李守 (2005) 「北朝鮮における『ハングル』のつづりかた — 『朝鮮語新綴字法』(一九四八年)をめぐって—」『学苑』第775号、昭和女子大学近代文化研究所 1-10

Kumatani Akiyasu (1990) Language Policy in North Korea. In *International Journal of the Sociology of Language*, 82, 87-108. Mouton de Gruyter

Lee Hyun-Bok (1990) Differences in language use between North and South Korea. in *ibid.*, 71-86

Yeon Jaehoon (2006) “Standard Language” and “Cultured Language” in Sohn Ho-min ed., *Korean Language in Culture and Society*, 31-43. Honolulu, University of Hawai'i Press

\* 本稿でとりあげたハングル表記の人名、書名などを可能なかぎり漢字表記とした。

(昭和女子大学)